

## NPO法人八代市スポーツ協会の自主事業としての物品販売等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、NPO法人八代市スポーツ協会（以下「本会」という。）が行う自主事業のうち、指定管理者として管理している施設（以下「管理施設」という。）内における物品販売（以下「販売行為」という。）等に関する事務処理等について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、物品販売等とは、管理施設内で簡易な陳列台等を用いて短期的に物品等を販売することをいう。

### (許可基準)

第3条 NPO法人八代市スポーツ協会長（以下「会長」という。）は、いずれかに該当すると認めるときは、販売行為を許可しないものとする。

- (1) 危険物等を使用する催物で災害発生等のおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し又は善良な風俗を乱す又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 建物又は附帯設備等を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 指定暴力団等その他団体の構成員が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体又はその団体の構成員が集団的に、又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれのある団体が利用しようとするとき。
- (5) 主として物品の販売若しくは宣伝又はこれらに類することを目的とするのみで施設を利用しようとするとき。
- (6) 利用期間が連続して5日を超えるとき。ただし指定管理者が特に認めた場合を除く。
- (7) 利用申請書等の記載事項に虚偽が認められるとき。
- (8) 施設・設備の点検を行うとき。
- (9) NPO法人八代市スポーツ協会が行う自主事業として不相当であると認めるとき。

### (販売行為の場所)

第5条 販売行為の場所は、当該管理施設の用途又は目的を達するため障害とならない場所であるとともに、安全及び美観を損ねない場所とする。

2 販売行為の場所は、会長が当該財産の目的外使用許可を得た場所とし、予め決定するものとする。

### (申請の方法)

第6条 個人で販売行為を行おうとする者（以下「個人販売者」という。）は、物品販売等許可申請書（個人申請）（第1号様式）により、販売行為を行う日の7日前までに提出するものとする。ただし、特に会長が認める場合はこの限りではない。

### (申請の特例)

第7条 販売行為を管理施設内で開催する大会やイベント等の一環として、参加者への便宜供与のために主催団体が行う場合には、前条の規定にかかわらず、その大会やイベント等の主催者及び利用責任者（以下「主催者等」という。）が一括して申請を行うことができる。

2 前項の申請は、物品販売等許可申請書（団体申請）（第2号様式）により行うものとし、主催者等が作成する大会やイベントの開催要項等の写しと個人販売者のリストのほか、会長が指定する書類を添付しなければならない。

### (物販許可)

第8条 会長は、第6条及び第7条の規定により販売行為の申請があった場合には、その販売品目、実績等を総合的に審査し、本会の自主事業として適すると判断した場合に限り許可するものとする。

2 前項により販売行為を許可した場合は、物品販売等許可書（第3号様式）を申請者に交付する。

### (利用料金の納入)

第9条 前条により許可を受けた個人販売者は、別表第1に定める利用料金を会長が定める期日までに、その全額を納入しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、この限りではない。

2 会長は、利用料金を指定された期日までに納入しない個人販売者に対して、許可を取り消すことができる。

### (利用料金の後納)

第10条 前条のただし書に規定する特別の理由は、次のとおりとする。

- (1) 販売行為当日の利用時間の延長等、利用後でなければ料金の算出がし難いとき。
- (2) 前号のほか利用料金を前納することが困難である場合

### (利用料金の減免)

第11条 次の場合は、利用料金を減免または減額することができる。

- (1) 指定管理者自身が直接、販売行為を行う場合、利用料金の全額を減免とする。
- (2) 利用料金の全部または一部の免除を受けようとする者は、あらかじめ利用料金減免申請書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。
- (3) 指定管理者は、前項の規定による申請を承認し、または承認しないことに決定した場合は、利用料金減免承認・不承認決定通知書（第5号様式）により申請者にその旨を通知するものとする。

### **(許可事項の変更)**

第12条 会長は、第8条の規定により許可した内容に変更があった場合の利用料金の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 既納の利用料金に不足を生じた場合は、当該不足分を直ちに納入させるものとする。
- (2) 利用料金に過納額を生じた場合は、返還しないものとする。

### **(特別の設備の実費負担)**

第13条 販売行為を行う際に特別の設備を設置したことに伴い徴収する実費の額は、消費電力1kWにつき、1台・1回200円を徴収するものとする。この場合において、消費電力量が1kW未満の時またはこれに1kW未満の端数があるときは、その消費電力量または端数消費電力量を1kWとして計算する。

### **(遵守事項)**

第14条 個人販売者（催物等を目的として入場した者を含む。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 物販行為以外の目的に施設等を利用しないこと。
- (2) 附帯設備を施設外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、窓、とびら等に、ポスター、看板、旗、懸垂幕その他これに類するものを掲げ、若しくははりつけ、文字等を書き、又は釘類を打たないこと。
- (4) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- (5) 許可なく火気を使用し又は特別の設備を設置しないこと。
- (6) 申請人員を超えて販売行為に従事させないこと。
- (7) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (8) 許可なく寄附金の募集、許可書に記載された場所以外での販売行為、勧誘、演説及び印刷物等の配付等を行わないこと。
- (9) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (10) その他、指定管理者の指示に従うこと。

### **(利用等の打ち合わせ)**

第15条 個人販売者は、指定場所以外の場所で販売を行う場合には、指定管理者の指定する日までに指定管理者と利用方法その他必要な事項を打ち合わせなければならない。

2 前項に定めるもののほか個人販売者はあらかじめ、プログラム、式次第等の施設の利用順序、内容等を明らかにする書類を提出しなければならない。

### **(責任者の届出等)**

第16条 個人販売者は、あらかじめ利用に係る施設秩序を維持するために必要な責任者を定め届け出なければならない。

- 2 個人販売者は、利用施設の内外の秩序を維持するために、必要に応じて整理員等を配置しなければならない。
- 3 個人販売者は、非常時の避難誘導體制を整えなければならない。

#### (職員の立入り)

第17条 指定管理者は、管理上必要と認めるときは、NPO法人八代市スポーツ協会事務局職員（以下「職員」という。）を個人販売者が現に利用している場所に立ち入らせることができる。この場合個人販売者は、当該職員の立入りを拒むことはできない。

#### (損傷等の届出)

第18条 個人販売者は、施設等を損傷し又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を届け出て、職員の指示を受けなければならない。

#### (損傷等の賠償)

第19条 個人販売者は、自己の責めに帰す理由により、施設等を損傷又は滅失したときは、その販売行為者は、その損害を賠償しなければならない。

#### (利用後の点検)

第20条 個人販売者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに利用した施設等を原状に復し、指定管理者の点検を受けなければならない。利用の許可を取り消され又は利用を制限若しくは停止又は行為を停止させられたときも同様とする。

#### (補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 令和4年6月1日一部改正。
- 3 令和5年4月1日一部改正。

#### 別表第1

※上記利用料金は、物品販売等を行う者1人（1社または1商店）の単位で、概ね1㎡当たりの単価とする。

※物品販売等以外の利用に関しては、上記単価の100分の1とする。また、申請書等は会長が別に定める。

開設場所	午前中(9:00~12:00)	午後(12:00~22:00)	終日(9:00~22:00)
屋 内	200円	400円	500円
屋 外	100円	200円	250円